

令和2年第6回上里町議会臨時会会議録第1号

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 諸報告について
日程第 5 (町長提出議案第70号) 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について
日程第 6 (町長提出議案第71号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 (町長提出議案第72号) 上里町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について
-

出席議員（14人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 豊 田 貴 志 君	

事務局職員出席者

事務局長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開会・開議

午前9時0分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、8番植原育雄議員、9番植井敏夫議員、10番高橋正行議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読については省略させていただきます。

◎日程第4 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出議案第70号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年

度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第6 町長提出議案第71号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第7 町長提出議案第72号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、町長提出議案第70号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、町長提出議案第71号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、町長提出議案第72号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第70号から議案第72号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） それでは説明させていただきます。

議案第70号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、これら3議案の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和2年10月7日付の人事院勧告及び同年10月22日付埼玉県人事院勧告を踏まえ、職員及び第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の支給割合の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

まず、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、期末手当について0.05月分引き下げ、年間で見ますと現行の4.5月から4.45月へ支給月数が改定されます。埼玉県人事委員会の給与勧告も同様の趣旨になっております。これを受け政府は、11月6日に人事院勧告どおりの内容で閣議決定し、埼玉県におきましても本日11月30日開会の12月定例県議会と同様の引下げを諮ることとしております。

続きまして、議案ごとに改正の概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第70号の概要でございますが、まず第1条では、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。第17条第2項及び第3項中の期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に改めます。

次に第2条は、上里町職員の令和3年度以降の期末手当の支給に関するものですが、第17条第2項及び第3項中の100分の125を100分の127.5に改めます。

続きまして第3条では、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。第8条第1項第2号中の期末手当の額を100分の130から100分の125に改めます。

次に第4条では、同じく上里町第1号会計年度任用職員の令和3年度以降の期末手当の支給に関するものですが、第8条第1項第2号中の100分の125を100分の127.5に改めます。

附則は施行期日について規定しております。第1条及び第3条は公布の日から施行とし、第2条及び第4条につきましては、令和3年4月1日からの施行となります。

続きまして、第71号議案の改正の概要について御説明申し上げます。

本議案は、職員の期末手当の支給割合が0.05月引き下げられましたので、同様に特別職の期末手当を引き下げるための改正を行うものでございます。

第1条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中の100分の225を100分の220に改めます。

第2条は、令和3年度以降に支給する町長及び副町長の期末手当に関するもので、第5条第2項中の100分の220を100分の222.5に改めます。

第3条は、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条第2項中の100分の225を100分の220に改めます。

第4条は、令和3年度以降に支給する教育長の期末手当に関するもので、第5条第2項中の100分の220を100分の222.5に改めます。

附則は施行期日について規定しております。第1条及び第3条については公布の日から施行とし、第2条及び第4条については令和3年4月1日からの施行となります。

最後に、議案第72号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

第1条は、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中の100分の225を100分の220に改めます。

第2条は、令和3年度以降の支給に関するもので、第5条第2項中の100分の220を100分の222.5に改めます。

附則は施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、第2条については令和3年4月1日からの施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、総務課長が席上に配付いたしました資料に基づき、補足説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔以下、上程中の議案について 総務課長 山田 隆君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子議員発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の3つの議案は人事院勧告に基づいた賃金の引下げという、10年ぶりの引下げということになると思いますけれども、一番心配しているのは職員のところですよ。3役と議会議員については仕方がないかなというふうに思ったりしているんですけども、特に会計年度任用職員はもともと賃金的な部分が低い上に、今回のこの引下げによって年間の収入というんでしょうか、年間賃金が平均でどのぐらいに減って、どのぐらいになるのか。また、結果的には民間との格差を是正するための勧告でありますけれども、4月の給与を土台にして月給については僅かな差なのでそのままということで、7年ぶりに据え置くということになったわけなんですけれども、民間がその後もどんどんコロナの中で下がっていますし、民間企業においては非常に今、厳しい、退職勧告だとか企業そのものが存続できるかどうかという非常に厳しい中に労働者が置かれているわけなんですけれども、今回、公務員が引き下げられることによって、さらに民間は公務員も引き下がっているんだからといって、その引下げに拍車がかかっていかないかなということについてどのように町は考えているのかな、その点を1点お聞きしたいと思います。

ですから、会計年度任用職員の皆さんのもともと低い年間の所得がどのぐらい今回の引下げによって、平均ではどのぐらいからどのぐらいになるのか。国の平均年齢43.2歳で出ていますけれども、月額では40万8,868円であったのが、勧告どおりに引き下げると年間の給与は2万

1,000円減って673万4,000円になるということのようなんです。上里町は一般職はどうか。平均でどのようになるのか。会計年度任用職員はどのようになるのか。やはり労働者の賃金が減るとことはやっぱり生活を引き締めていくというか、そうすると結果的には経済的にも非常に悪影響を及ぼしていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてもどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、期末手当の一人当たりの平均、減額の額でございます。一般職、上里町の場合平均しますと1万6,696円の減額となっております。また、会計年度におきましては、5,816円の減額となっております。多少の上限はあるんですけどもそういった平均でございます。

それから、町の職員の給与が減額されることに対して、また民間の給与にも影響があるのではないかというお話でございます。公務員のこの給与の決め方というのは、やはりこういった人事院勧告に基づいて民間給与の状況を把握したものに對比しまして後追いで調整させていただいている部分がございます。また、来年度につきましてはまた新たなその状況を把握して改正が行われるものと存じ上げます。こういったことで上里町におきましても人事院勧告を遵守して今後もやっていく必要はあるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子議員発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう1点お聞きしました経済的な悪影響についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 先ほど申し上げましたように民間のその給与の実態を調査して町の方も人勧に倣って改正を行っているところでございます。これによって悪循環で民間給与にも影響していくのではないかという御質問かと思えます。民間の給与が下がるのとかこういったコロナの状況等もございますので、いろいろ影響はあるのかなと思えますけれども、我々職員のほうも民間のほうこれから経済が上昇していけるように努力を重ねていって、そういった中で民間給与も上り、職員給与も上がるような努力をしていかななくてはいけないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利議員発言〕

○3番（高橋勝利君） 私も公務員で長く働いてきたんですけれども、その間にいろいろこの人事院勧告というのはずっと我々も経験をしてきたんです。その当時からやはり民間の対応に沿って公務員もそれに合わせていくということが今まで言われてきたんじゃないかと思うんです。今回はこの今、沓澤議員が言っていますけれども、会計年度職員は今、簡単に言えば別に経済的影響もあるからというふうな話をしているんですけれども、これは痛みというのは全部この全員で分け合っていくということが大事だと思うんです。一般職、我々も含めて人事院勧告に沿って守っていくという中で、会計年度職員だけはまた別だというような考えではなくて、国の全体の動きを見た場合にやはり全員で痛みを分け合っていくということであるので、今回の勧告についてはやむを得ないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 高橋議員のただいまの質疑は討論というかになったところがありますので、ちょっと気をつけてください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子議員発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私は基本的に言いますと、今の経済状態の中で労働者の賃金を引き下げることは悪循環を生み出していくというふうな考えで内需、経済を回していくという観点からも労働者、公務員というよりも公務員の賃金は後づけで調整されていくと言いますけれども、それによってまた民間が引き下がり、その悪循環を生み出すという点では基本的には反対です。しかしながら、今、コロナの中で民間の方たちの御苦勞、本当に明日の暮らしさえも、将来設計さえも脅かしている、そういう点におきますと、公務員はエッセンシャルワーカーとしてコロナの最前線で働いていただいているわけでありまして、心苦しくは思いますが、民間のそうした方たちに比べると雇用は安定している。そういう意味で住民感情を思いますと、

今回の引下げに反対はできないかなというふうには思います。しかしながら、経済が逆のほうに逆のほうに行く懸念は拭い切れないなということは述べて、やむを得ないというふうに判断します。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第70号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第71号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第72号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和2年第6回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労でした。

午前9時29分閉会